

苫小牧市コウノトリ検査事業についてのご案内

子どもを望む夫婦が早期に検査を受け、必要に応じて適切な不妊治療を開始できるよう、苫小牧市では、不妊検査に要した費用の一部を助成する「コウノトリ検査事業」を実施しています。



対象となる検査

- 保険医療機関にて行った不妊検査に要した費用

<例>

夫	妻
精液検査、内分泌検査、精子受精能力検査、画像検査、染色体・遺伝子検査等	超音波検査、内分泌検査、感染症検査、卵管疎通性検査、頸管粘液検査、フナーテスト 等

※一般不妊治療（薬物療法や人工授精等）、特定不妊治療（体外受精や顕微授精等）及び当該治療に係る検査、不育症に係る検査及び治療、婦人科検診等は対象になりません。

※保険医療機関とは、保険診療を行う病院・診療所です。



助成内容

- 不妊検査に要した費用について、3万円を上限として助成します。

※ 助成回数は夫婦1組につき、1回に限ります。



対象要件

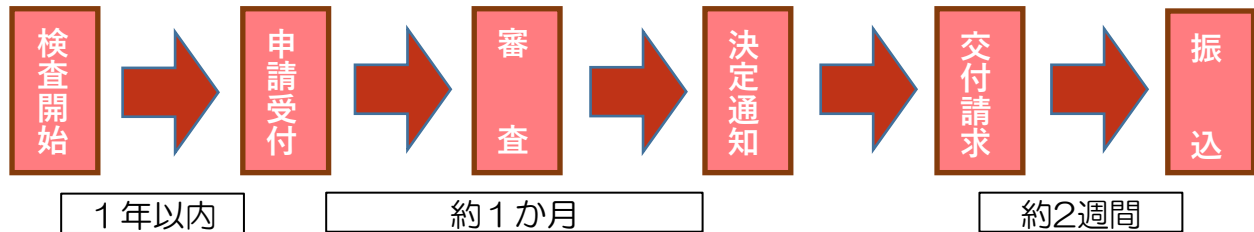
- 次の要件をすべて満たす方が対象です。

	要件
1	不妊検査を行った夫婦（事実婚を含む。）であって、検査の開始日から申請日まで継続して夫婦のどちらかが苫小牧市内に住民登録をしていること
2	不妊検査開始時の妻の年齢が43歳未満であること
3	夫婦ともに不妊検査を受けていること ※ 夫婦のどちらかの検査開始日から3か月以内にパートナーが検査を開始すること
4	医師が作成する証明書（様式第2号）の発行を受けていること
5	夫婦ともに健康保険に加入していること
6	市税等の滞納がないこと



申請期限・申請後の流れ

○ 夫婦いずれか早い日の検査開始日から1年以内です。



申請に必要な書類

	申請必要書類	備考
1	苫小牧市コウノトリ検査事業助成金交付申請書（様式第1号）	申請の際に窓口でお渡しします。「苫小牧市コウノトリ検査事業」ホームページからダウンロードが可能です。
2	コウノトリ検査事業受診等証明書（様式第2号）	医療機関が記入する書類です。夫婦が別の医療機関で検査を受けた場合には、夫婦それぞれの証明書が必要です。
3	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）	婚姻関係等を確認するための書類です。申請日から3か月以内に発行されたものに限り、 ※事実婚の夫婦の場合、夫婦両人の戸籍全部事項証明書の提出が必要です。
4	事実婚に関する申立書	事実婚の夫婦のみ提出が必要です。
5	通帳等のコピー	銀行名、口座支店名、口座番号の記載されたページをコピーしたものが、申請者名義の口座に振込みします。



郵送申請について

申請は郵送も可能です。必要書類をご用意いただき、申請期日以内に提出をお願いいたします。

※消印日を申請日として取り扱います。

※簡易書留や特定記録郵便等での郵便を推奨します（不着事故等に関しては責任を負いかねます。）



申請／お問合せ

送付先住所 | 〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

担当部署 | 苫小牧市こども家庭支援室 母子保健担当（市役所4階）

電話番号 | 0144-32-6411

※月～金曜日（年末年始・祝日を除く） 8:45～17:15

<苫小牧市コウノトリ検査事業ホームページ>

<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kenko/iryu/boshikenko/nimpu/kounotori.html>

